

行動計画策定

社員が仕事と育児および介護を両立させることができ、また女性の活躍の場を拡大し社員全員がやりがいをもって働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年5月1日から令和8年4月30日までの4年間

2 内容

目標 1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中でも情報提供をおこない、休業中社員の職業能力開発及び向上を図る。

<対策>

- ・令和4年5月 目標達成に向けた社内の情報収集を行う。
- ・令和4年6月 休業中の情報提供に向けた検討を行う。
- ・令和5年8月 休業提供の見直しを行う。
- ・令和6年8月 再度見直しを行う。

目標 2 労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入。

<対策>

- ・令和4年5月 制度の整備に向けた情報収集を行う。
- ・令和4年8月 子どもの看護のための休暇を始業時刻および終業時刻に連続しない時間単位での取得ができる制度を整備し、社員に周知させる。
- ・令和5年8月 社員に再度周知を図る。
- ・令和6年8月 社員に再度周知を図る。